

産業廃棄物搬入に関する承諾書

株式会社 富田工務店 様

産業廃棄物安定型最終処分場 はいばらエコセンター及びエビラサワ処分場 への産業廃棄物搬入に際し、貴社が定める下記事項について承諾します。

記

(受け入れ品目)

1. 当施設では次の4品目のみを受け入れます。

- ① 廃プラスチック類
- ② ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
- ③ がれき類
- ④ 金属くず

※①～③石綿含有産業廃棄物を含みます。

(受け入れ対象)

2. 当施設の受け入れは、石綿含有産業廃棄物を除き、中間処分場からの搬入物を対象とします。

(廃プラスチック類)

3. 廃プラスチック類について、次のものは受け入れることができません。

- ① 風により飛散するもの
- ② 15cm程度に破碎されていないもの
- ③ 有機物が付着しているもの
- ④ 臭いが発生しているもの
- ⑤ 中空状態のもの

(石綿含有産業廃棄物)

4. 石綿含有産業廃棄物については、次の事項を遵守してください。

- ① 環境省の定める「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」にしたがって搬入してください。
- ② 飛散防止のため次の措置をしてください。
 - ア. 運搬時のシート掛け等
 - イ. 破碎や切断がされているもの、除去時の用具等に付着したもの等、荷降ろし時に飛散する可能性があるものは、トンパック等で梱包
- ③ 次のものは受け入れることができません。
 - ア. 石綿含有仕上塗材
 - イ. 長尺ビニールシートで50cm程度以上のもの
 - ウ. 紙や布等の有機物が付着したもの

(受け入れることができないものの例)

5. 次のものは、品目にかかわらず、受け入れることができません。

- ① コンクリートガラ(※)
- ② 木くず・紙くず等が混入しているもの
- ③ 小細木くずを固めたサイディング等
- ④ 解体残さ(解体最終の混廃土)・油等の付着した土・わら等の混じった土
- ⑤ 電化製品
- ⑥ 飲料水等の液体の入っていた容器で、破碎していないもの
- ⑦ 有機溶剤(オイル・塗料・ボンド等)、薬品、化粧品、食料品固形物等の容器で破碎・洗浄していないもの
- ⑧ 蛍光灯管、電球、ガラスの粉末
- ⑨ アスファルト材、アスファルトフェルト、ルーフィン紙及びその付着物
- ⑩ 木網板、布貼シート、紙・板・ベニアの付いたモルタル・コンクリート・タイル
- ⑪ ロックウール・ガラスウール
- ⑫ 石膏ボード、およびモルタル・漆喰材等と石膏ボードが混ざったミンチ系のもの

※当施設以外の処分委託先をご紹介できますので、ご相談ください。

(検査の実施)

6. 受け入れの際に検査を行います。前述までの事項を満たすものであっても、産業廃棄物の適正処理に支障があると判断したものについては、受け入れることができません。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

氏 名

㊞

本書内容を承諾いただいたことを確認しました。

令和 年 月 日

株式会社富田工務店 代表取締役 富 田 道 明

㊞